

第11の2 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 構成

(1) 自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっており、その作動の流れは、感知器から（必要に応じ中継器を介して）火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示・警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備については、従来の自動火災報知設備と次の点において異なる。

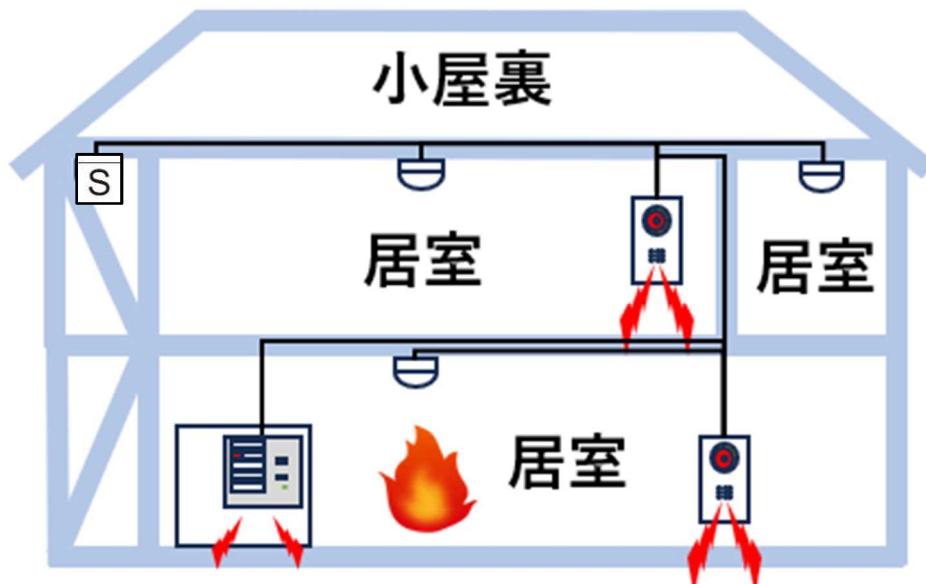
ア 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができる。

イ 建物構造等に鑑みて、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設け、受信機での感知場所の表示は必ずしも要さない。

ウ 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さない。

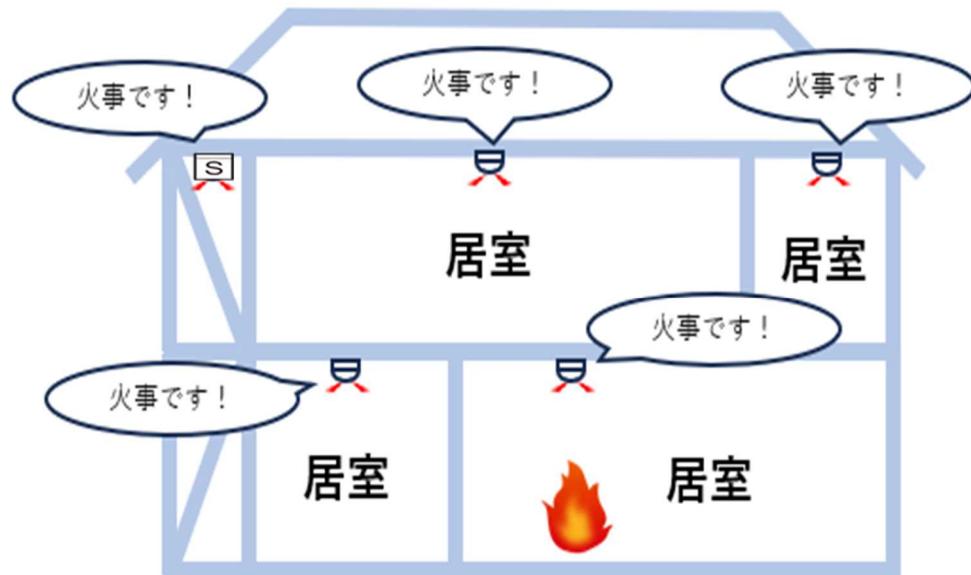
(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例

ア 「連動型感知器以外による特定小規模施設用自動火災報知設備」（有線又は無線式）
(第11の2-1図参照)



第11の2-1図

イ 連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備（第11の2-2図参照）



第11の2-2図

ウ 連動型感知器（火災の発生した警戒区域を特定できるもの）による特定小規模施設用自動火災報知設備（第11の2-3図参照）



第11の2-3図

2 用語の意義

(1) 特定小規模施設

「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号。以下「特小省令」という。）第2条第1号に規定するもののほか、次に掲げるものを含めるものとする。

ア 条例第47条第1項第1号に掲げる防火対象物で、延べ面積が300m²未満のもの

イ 条例第47条第1項第2号に掲げる防火対象物のうち、家族ぶろの部分の床面積の合計が300m²未満のもの

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(3) 連動型感知器

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）第2条第19号の6に規定する連動型警報機能付感知器をいう。

(4) 新感知器

連動型感知器のうち、感知器省令第8条第18号ハに規定する火災の発生した警戒区域を特定し、火災の発生場所に関するメッセージを発することができるもの。なお、当該メッセージは火災を感知した階または階段として足りる。

3 受信機

受信機は、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」（平成20年消防庁告示第25号。以下「特小告示」という。）第2.5によるほか、次によること。

(1) 省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等（防災センター等に類する場所がない場合にあっては火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、次に掲げる場合は、受信機を設けないことができる。

ア 警戒区域が一で、全ての感知器が連動型感知器の場合

イ 警戒区域が二以上で、全ての感知器が新感知器の場合

(2) 第11 自動火災報知設備3を準用すること。

4 警戒区域

警戒区域は、特小省令第3条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 二の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが50m以下に限る。）とすることができるものであること。

(2) 第11 自動火災報知設備4を準用すること。

5 感知器

感知器は、特小省令第3条第2項第3号に掲げる場所に、特小告示第2.1により設けるほか、次によること。

(1) スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特小省令第3条第2項第2号の規定により、有効に火災の発生を感知することができるよう設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が65度以下で特殊のものとすること。

- (2) 特小省令第3条第2項第3号イに規定する床面積が2m²以上の収納室は、居室に付隨する押入れ、物入れ、クローゼット等で水平投影面積が2m²以上のものをいう。
- (3) 特小省令第3条第2項第3号ロ、収納室以外で水平投影面積が1m²以上のものをいう。
- (4) 特小省令第3条第2項第3号ハに規定する廊下及び通路は、10m以下のものを除くものとする。
- (5) 洗面所及び脱衣所（公衆浴場等を除く。）でボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備を設置している部分は、特小省令第3条第2項第3号ロに規定するその他これらに類する室として取り扱う。
- (6) 特定小規模施設のうち政令別表第1(6)項ロに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、第1.1 自動火災報知設備5.(3).ウ.ア.イ. 第11-2表備考欄中の「厨房、調理室等で高温度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。」には、原則該当しないものとして取り扱う。

6 中継器

中継器は、特小告示第2.2によること。

7 発信機

発信機は、特小告示第2.9によるほか、第1.1 自動火災報知設備6を準用すること。

8 地区音響装置

地区音響装置は、特小告示第2.8によるほか、次によること。

- (1) P(GP)型2級1回線、P(GP)型3級受信機を設ける場合は、地区音響装置を設置すること。★
- (2) 地区音響装置は、第1.1 自動火災報知設備7を準用すること。

9 電源

電源は、特小告示第2.6によるほか、次によること。

- (1) 常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第1.1 自動火災報知設備3.(3).ア.ア.イ.を準用すること。
- (2) 常用電源を蓄電池から供給する場合は、第1.1 自動火災報知設備3.(3).ア.ア.イ.を準用すること。

10 非常電源

非常電源は、特小告示第2.7によるほか、受信機を設ける場合は、第1.1 自動火災報知設備3.(3).イを準用すること。

11 配線

配線は、特小告示第2.3によるほか、次によること。

- (1) 「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる」措置とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。なお、従来どおり送り配線の方式でも構わない。
- (2) 配線は、第1.1 自動火災報知設備8を準用すること。

12 特例

- (1) 条例第47条第1項第1号に掲げる防火対象物で、延べ面積が300m²以上500m²未満のものについては、条例第55条を適用し、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができるものとする。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当するものにあっては、政令第32条を適用し、運動型感知器であっても、受信機を設けないことができるものとする。
- ア 一戸建て住宅の全部又は一部を政令別表第1(5)項イに掲げる用途として使用することにより、特定一階段等防火対象物に該当するもので、次に掲げる要件を満たすもの
- (ア) 地階を含む階数が3以下であること。
- (イ) 延べ面積が300m²未満であること。
- (ウ) 3階又は地階の宿泊室の床面積の合計が50m²以下であること。
- (エ) 全ての宿泊室の出入口扉に施錠装置が設けられていないこと。
- (オ) 全ての宿泊室の宿泊者を一の契約により宿泊させるものであること。
- (カ) 階段部分には、煙感知器を垂直距離7.5m以下ごとに設置すること。
- イ 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の全部又は一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げるいずれかの用途として使用することにより、3以上の階にわたり自動火災報知設備の設置が必要となる場合であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (ア) 特定小規模施設であること。
- (イ) 階段室型（階段室が一のものに限る。）であること。
- (ウ) 前(イ)の階段は、屋外に設けるもの又は「省令第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年消防庁告示7号。以下「7号告示」という。）で定める開口部を有する屋内避難階段であること。
- (エ) 自動火災報知設備の設置をする部分が6以上の階にわたらぬこと。